

# 埼玉県食の安全県民会議設置要綱

## (設置目的)

第1条 埼玉県食の安全・安心条例（平成16年埼玉県条例第46号）第20条の規定に基づき、埼玉県食の安全県民会議（以下「県民会議」という。）を設置し、生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図る。

## (所掌事項)

第2条 県民会議は、埼玉県（以下「県」という。）の食の安全・安心確保に関する次の事項を所掌する。

- (1) 県の施策の推進についての意見・提言に関すること
- (2) 生産から消費にわたる各分野の相互理解に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

## (構成)

第3条 県民会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

2 座長は、委員の互選とする。

3 副座長は、座長が指名する。

4 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 消費者
- (2) 農業生産者
- (3) 食品加工・流通業者
- (4) 学識経験者

5 座長は、県民会議を代表し、県民会議を統括する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会議)

第5条 県民会議は、座長が招集し、主宰する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 座長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 県民会議の庶務は、保健医療部食品安全課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、県民会議において協議して定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。